# 市民税・都民税の申告

## 2月16日（水）から市役所で

市民税・都民税（住民税）は、前年（平成22年1月1日～12月31日）の所得を基礎に、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、税務署で受け付けている「所得税」とは異なります。

**◆申告期間**　2月16日～3月15日の月曜～金曜日　午前9時～11時30分、午後1時～4時

※2月19日（土）・26日（土）の2日間は、午前9時から午前11時30分まで、申告書の受付を行います。なお、この2日間以外の土曜日は取り扱いませんので、あらかじめご了承ください。

**◆申告会場**　市役所2階201会議室

**◆申告が必要な方**

▽給与所得者で、勤務先から市へ「給与支払報告書」が提出されていない方

※勤務先に確認のうえ、提出していない場合は、ご自身で源泉徴収票などを添付して申告してください。

▽年末調整された給与のほかに、不動産・雑所得など、他の所得があり、その額が20万円以下の方

※20万円を超える方や年末調整を受けていない方は、税務署に所得税の確定申告をしてください。

▽小平市に住所がなく、市内に事務所・事業所・家屋敷がある方

※税務署に平成22年分の確定申告書を提出した場合は、住民税の申告をしたものとみなされ、あらためて住民税の申告書を提出する必要はありません。

**◆次の方も申告にご協力を**

平成22年中に所得がなかった方も、必要事項を記入のうえ、申告書を提出してください。これは、非課税証明書の発行や国民健康保険税軽減の算定資料にするためです。

※同居している親族に扶養されていて、その親族がその旨を申告している場合は申告の必要はありません。

**◆申告書発送予定日**　2月4日（金）

※平成22年中に小平市に転入した方や、昨年、所得税の確定申告をした方のうち、住民税の申告が必要な方で、申告書が届かない場合は、住民税の申告書をお送りしますので、問合せ先へご連絡ください。

**問合せ**　税務課☎042（346）9522

# 平成22年分確定申告

東村山税務署

**問合せ**　東村山税務署（〒189―8555　東村山市本町1―20―22）☎042（394）6811

## 申告書作成のアドバイスと申告書の受付

平成22年分確定申告書作成のアドバイスと申告書の受付を行います。

**◆申告書作成のアドバイスと受付**

**とき**　月曜～金曜日　午前9時～午後5時　午前8時30分開場

※税務署は、土曜・日曜日、祝日は業務を行っていませんが、申告書は郵便または信書便による送付や税務署の時間外収受箱に投かんすることにより、提出することができます。

**◆日曜臨時窓口を開設**

**とき**　2月20日（日）・27日（日）　午前9時～午後5時　午前8時30分開場

※この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

## 税理士による無料申告相談

小規模納税者、年金受給者および給与所得者の申告相談が対象です。

**とき**　2月14日（月）～18日（金）　午前9時30分～11時30分、午後1時30分～3時30分

**ところ**　市役所6階大会議室

※昨年まで実施していた年金受給者のための申告相談は、無料申告相談に統合されましたので、年金受給者の方もこの期間にご相談ください。

※所得金額が高額な方、相談内容の複雑な方は税務署をご利用ください。

※青色申告の方、税理士に依頼している方、譲渡所得（株式、不動産）のある方はご遠慮ください。

※混雑の状況により、受付を早めに終了する場合があります。

※筆記用具、印鑑、計算機などをお持ちください。

※前年に申告をされた方は、申告書などの控えを持参してください。また、申告に必要な添付資料が不足していると、収受できない場合があります。

**問合せ**　東村山税務署☎042（394）6811

## 確定申告センター

東京国税局では、平成22年分の確定申告期間中、パソコンを利用した申告を推進するため、確定申告センターを開設します。

**とき**　2月1日（火）～3月15日（火）　午前9時15分～午後5時（土曜・日曜日、祝日を除く）

**ところ**　アクアプラザ（新宿区西新宿6―5―1　新宿アイランド地下1階）

※居住地にかかわらずご利用いただけます。

**内容**　パソコンによる所得税・個人消費税などの確定申告書等作成におけるアドバイス（土地、建物および株式などの売却による譲渡所得や贈与税の相談を除く）

※申告書などは、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）の「確定申告書等作成コーナー」でも簡単に作成できますので、ご利用ください。

〈東京国税局〉

## 医療費控除の対象となる介護保険サービス

確定申告の際に、介護保険サービス利用料は、医療費控除の対象となる場合があります（左表参照）。

医療費控除の申告には、領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど利用料の補てんがある場合は、支払った金額から補てんされる額を差し引いて申告してください。

介護保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を引かれている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

※確定申告については、東村山税務署へお問い合わせください。

| 区分 | | 対象となるサービス | 対象となる金額 |
|---|---|---|---|
| 施設 | | 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）<br>地域密着型介護老人福祉施設 | 1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1 |
| 施設 | | 介護老人保健施設<br>介護療養型医療施設 | 1割自己負担額と居住費・食費にかかる自己負担額 |
| 居宅サービス | 医療系 | ●訪問看護<br>●介護予防訪問看護<br>●訪問リハビリテーション<br>●介護予防訪問リハビリテーション<br>●居宅療養管理指導<br>●介護予防居宅療養管理指導<br>●通所リハビリテーション（デイケア）<br>●介護予防通所リハビリテーション | サービス利用の際の自己負担額と食費にかかる自己負担額<br>※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象となります。 |
| 居宅サービス | 医療系 | ●短期入所療養介護（ショートステイ）<br>●介護予防短期入所療養介護 | 1割自己負担額と滞在費・食費にかかる自己負担額 |
| 居宅サービス | 福祉系 | ●訪問介護（生活援助を除く）<br>●夜間対応型訪問介護<br>●介護予防訪問介護<br>●訪問入浴介護<br>●介護予防訪問入浴介護<br>●通所介護（デイサービス）<br>●認知症対応型通所介護<br>●小規模多機能型居宅介護<br>●介護予防通所介護<br>●介護予防認知症対応型通所介護<br>●介護予防小規模多機能型居宅介護<br>●短期入所生活介護（ショートステイ）<br>●介護予防短期入所生活介護 | 1割自己負担額<br>※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に位置づけられ、医療系介護サービスといっしょに利用していることが前提です。<br>※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象となりません。<br>※通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象となりません。 |

**◆おむつ代の医療費控除は確認書で代用できます**

確定申告でおむつ代が医療費控除として認められるためには、医師のおむつ使用証明書が必要ですが、次の要件に該当する場合は、市が交付する確認書で代用することができます。交付を希望する方は、事前に介護福祉課認定係へお問い合わせください。

▽確定申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降

▽おむつを使用している方が介護保険の要介護認定を受けている

▽おむつを使用している方の寝たきり度・尿失禁が、介護保険主治医意見書（当該年に発行したもの）で確認できる

※確認書の交付には、手数料が2百50円必要です。

**問合せ**　介護福祉課（健康福祉事務センター1階）☎042（346）9759

# ご利用ください　住宅の耐震診断・改修

**◆木造住宅の耐震診断費用を補助**

**対象者**　対象住宅を所有する個人（複数の個人が共有する場合を含む）

**対象住宅**　昭和56年5月31日以前（旧建築基準）に建築された、市内の住宅・共同住宅・併用住宅（現に人が住んでいるものに限る）で、市が指定する診断機関による耐震診断を実施したもの

**診断機関**　㈳東京都建築士事務所協会北部支部または東京都木造住宅耐震診断事務所の登録制度に基づく耐震診断事務所

**補助金額**　診断費用（消費税を除く）の2分の1に相当する額（限度5万円）

※診断費用は診断の種類、住宅の規模・程度により異なります。

※補助を希望する方は、必ず、事前にお問い合わせください。

**問合せ**　防災安全課☎042（346）9519

**◆木造住宅の耐震改修費用を補助**

**対象者**　対象住宅を所有する個人（複数の個人が共有する場合を含む）

**対象住宅**　昭和56年5月31日以前に建築された、市内の住宅・共同住宅・併用住宅（現に人が住んでいるものに限る）で、市が指定する診断機関による耐震診断を実施したもの

**診断機関**　㈳東京都建築士事務所協会北部支部または東京都木造住宅耐震診断事務所の登録制度に基づく耐震診断事務所

**補助金額**　改修費用（消費税を除く）の3分の1に相当する額（限度30万円）

※平成22年度に限り、耐震改修費用の補助金額に最大で30万円を加算します（加算の要件など、詳しくはお問い合わせください）。

※同一の住宅に対して1回限りで、今年度の予算の範囲内とします。

※ほかに、所得税額の特別控除や、固定資産税額の減額措置があります。

※補助を希望する方は、必ず、事前にお問い合わせください。

**問合せ**　防災安全課☎042（346）9519

## 不動産取得税における認定長期優良住宅の特例

平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合または新築未使用の認定長期優良住宅を購入した場合は、新築住宅にかかる不動産取得税についての特例控除額が増額され、1千3百万円となります（認定長期優良住宅以外の特例適用住宅を取得した場合の控除額は1千2百万円）。

**対象住宅の要件**　▽平成21年6月4日から平成24年3月31日までの間に取得した住宅である

▽「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である

▽1戸あたりの床面積が50平方メートル以上2百40平方メートル以下である（貸家の用に供する一戸建て以外の住宅は40平方メートル以上2百40平方メートル以下）

認定長期優良住宅の特例適用を受けるには申告が必要です。不動産取得税申告書の家屋欄に必要事項を記入し、必要書類を添えて、所管の都税事務所へ申告してください。

**問合せ**　立川都税事務所不動産取得税係☎042（523）3171

国民健康保険

# 交通事故などの第三者行為による傷病などの治療は届け出を

**◆「第三者行為による傷病など」とは**

交通事故や、傷害事件など、第三者（他人）の行為が原因で負傷したり、病気になったりすることを「第三者行為による傷病など」といいます。

このような場合の医療費は、被害者に過失がない限り、原則として加害者が全額負担することになります。

**◆国民健康保険に届け出を**

第三者行為による傷病などの治療に国民健康保険（国保）を使うときは、問合せ先へ連絡のうえ、届け出をしてください。

国保を使う場合は、本来、第三者（加害者）が負担すべき医療費を国保が一時的に立て替え、あとからその分を加害者に請求することになります。

届け出がないと、国保での確認が遅れ、加害者に医療費を請求することができなくなる場合もあります。

**◆交通事故にあったときは**

国保に加入している方が交通事故にあい、加害者からすぐに損害賠償を受けられない場合は、問合せ先へ「第三者行為による傷病届」を出すことによって、国保扱いで治療を受けることができます。

**◆示談は慎重に**

示談の内容は、国保財政に影響を与えるばかりでなく、被害者への補償にも影響します。国保の医療費は、加入者の保険税から支払われています。この大切な財源を有効に使うためにも、示談を結ぶ前に、必ず問合せ先へ届け出をしてください。

**問合せ**　保険年金課☎042（346）9529

# 官公署だより

## FC東京による火災予防親子サッカー教室

春の火災予防運動の一環として、FC東京による火災予防親子サッカー教室を実施します。サッカー未経験の方でも参加できます。

**とき**　2月26日（土）　午前10時～午後2時

**ところ**　FC東京グランド（大沼町2―584）

**定員**　小学1年生25組50人、小学2年生25組50人

**申込み**　2月6日（日）まで（必着）に、申込書を小平消防署へ（送付、ファクシミリ可、申込み多数の場合抽選）

※申込書は消防署にあります。また、小平消防署のホームページ（http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-kodaira）からダウンロードできます。

**問合せ**　小平消防署予防課防火管理係☎042（341）0119

## 予備自衛官補を募集

予備自衛官補は、自衛隊経験のない一般国民の中から採用する制度です。

一般公募および技能公募に分かれ、一般は3年以内に50日間、技能は2年以内に10日間のそれぞれ教育訓練に参加し、終了後、予備自衛官となります。身分は非常勤の特別職国家公務員で、日額7千9百円（教育訓練召集参加日数分）が支給されます。

**対象**　日本国籍を有し、一般は18歳以上34歳未満の方、技能は18歳以上で、保有する技能に応じ53歳未満～55歳未満の方

**試験日**　4月15日（金）～18日（月）のいずれか1日を指定

**申込み**　4月6日（水）までに、自衛隊東京地方協力本部・国分寺募集案内所☎042（324）1010

# 市民菜園使用者募集

市では健全な余暇利用を目的として、市民菜園を設置しています。今回は、味菜園とすずのき菜園の2か所の使用者を募集します。

**募集菜園**　▽味菜園（仲町293番地）…392区画　▽すずのき菜園（鈴木町一丁目166番地）…60区画

**貸出期間**　3月から平成25年2月までの2年間

**貸出区画**　1世帯1区画（味菜園は1区画10平方メートル、すずのき菜園は1区画20平方メートル）

※各菜園とも駐車場はありません。

**費用**　▽味菜園…年額3千6百円　▽すずのき菜園…年額1万2百円

**対象**　市民

**申込み**　1月21日（金）から27日（木）までに、地域文化課（市役所1階）、東部・西部出張所、動く市役所へ（はがき可、電話不可、土曜・日曜日を除く）

※はがきの場合は、1月27日（木）まで（消印有効）に、記入内容（右下図）を参照し、問合せ先へ。

※申込みできる菜園は、1菜園のみです（1世帯で代表1人）。

※申込み多数の場合は、2月4日（金）の午前10時から、市役所5階503会議室で公開抽選を行います。

※今回募集の菜園を現在使用していて、再度使用を希望する方も、新たに申し込んでください。

※生きがい菜園または、ほかの市民菜園使用者は、申し込めません。

※使用者の決定は、2月中旬以降に、応募者全員にお知らせします。

**問合せ**　地域文化課（〒187―8701　小平市役所）☎042（346）9532

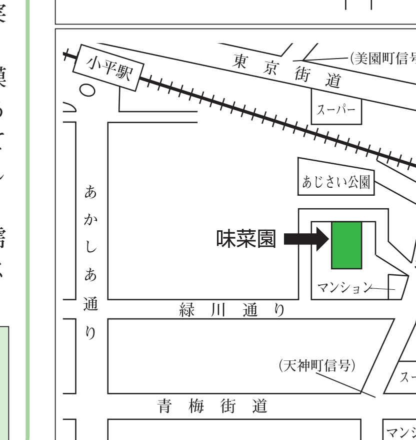


**はがき記入内容**

1．住所
2．氏名（ふりがな）・年齢
3．電話番号
4．申込み菜園名＿＿＿＿菜園
5．現在使用区画番号
（現在使用区画番号は、同じ区画を希望する方のみ記入）

余　白

※余白は多めにとってください。

シリーズ　⑨基準財政需要額

# 財政状況の公表

今回は、普通交付税の算定の基礎となる「基準財政需要額」についてお知らせします。

## 平成22年度の基準財政需要額は226億2,569万円で、平成21年度と比較して2億7,916万円の増となりました

基準財政需要額とは、福祉や教育など自治体が一定水準の行政を行うための必要経費のことで、国が定めた算定ルールに従い算出します。標準的な自治体が必要とする経費の単価に、人口などをかけあわせて算出しますが、団体の規模などによって行政需要や経費に差があるため、その差を反映させて算出しています。

このように算出された基準財政需要額と、実際に小平市が支出した金額（収入された金額を除いた、自治体が独自に負担する一般財源）を、図書館の運営に係る経費を例に比較してみます。

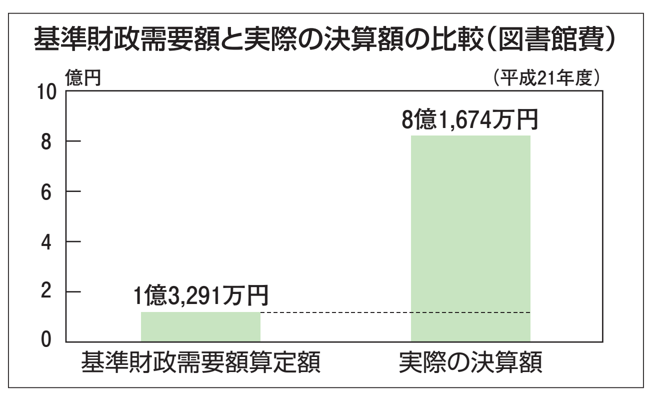


国の算定ルールに基づいて算出した図書館費の基準財政需要額は1億3,291万円ですが、小平市の決算額は8億1,674万円で、実際の決算額の方が約6億8,000万円多くなっています。これは、基準財政需要額で想定されている図書館数が、小平市の人口規模に換算すると約2館であるのに対し、小平市の図書館は11館あることが大きな要因です。基準財政需要額より経費が多くかかっていますが、小平市の図書館数は多摩26市中4番目に多く、充実しているといえます。

他の費目についても比較をしてみると、ほとんどが基準財政需要額よりも支出が多く、国が想定している水準を上回るサービスを行っていることがわかります。

ご意見・ご感想をお寄せください
FAX 042（346）9513、✉ zaisei@city.kodaira.lg.jp
問合せ　財政課☎042（346）9504

創業を目指す方へ

# 創業資金の融資あっせん制度が利用しやすくなりました

創業を目指す方の資金調達を支援する、創業資金の融資あっせん制度が次のように変わりました。

▽限度額は、自己資金の額に関係なく、1千万円まで申し込めます

▽市民税が非課税でも、他の市税に未納がなければ申し込めます

▽個人事業で創業するために市外から転入された方は、市内居住年数が1年未満でも申し込めます

※融資の決定には、金融機関と信用保証協会の審査が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

**問合せ**　産業振興課☎042（346）9534

# ミニ情報

掲載希望団体は秘書広報課、公民館利用団体は各公民館へ
▽政治、宗教、営利不可▽先着順で受付▽添削あり▽掲載後の責任は負いかねます
秘書広報課☎042（346）9505

## 催し

**◉西東京調理師専門学校卒業作品展・収穫祭　翔―ショウ―小平に感謝**　1月29日（土）午前11時から・30日（日）午前10時から。卒業作品展（29日のみ）、レストラン、料理販売、そば実演販売、料理教室、キッズコーナー。☎西東京調理師専門学校042（344）1521

**◉新春口笛発表会**　1月30日（日）午後0時30分開場、1時開演。中央公民館。無料。首都圏11の口笛グループによる発表、精鋭による口笛自慢大会。☎高橋090（3097）7687

**◉講演会　七三一部隊が中国で犯した犯罪**　2月6日（日）午後2時～4時30分。中央公民館。無料。講師…聶莉莉（ニエリリ）氏。☎小平・ききがきの会・真篠042（463）7081

**◉3B体操　みんなで楽しく健康づくり**　2月20日（日）午後1時30分～3時30分。学園東町地域センター。無料。ボール・ベル・ベルダーを使い音楽に合わせた体操。主催…小平いたわりの会、NPO法人たすけあいひまわり。申込み…いたわりの会・渡部へ☎042（345）8838

**◉子供の心を考える都民フォーラム　現代の子供が抱える心の問題　発達障害と青年期**　2月27日（日）午後1時30分～4時30分。東京国際フォーラム。1千2百人。申込み…2月10日（木）まで（消印有効）に、往復はがきに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入し、都立小児総合医療センター子ども・家族支援部門都民フォーラム担当（〒183―8561　府中市武蔵台2―8―29）へ☎042（300）5111

**◉木目込みひな人形無料講習会**　1月27日、2月3日・10日の木曜日午前10時～正午。中央公民館。材料費実費。内容…木目込み立ちびな（高さ19センチメートル）、初心者向き。☎石垣042（344）8501

## 募集

**★社交ダンス　レッドフォー**　2月からの第1・3・4土曜日午後1時～3時。仲町公民館。月会費2千円。初心者。☎富永042（332）2525

**★PAOLA英会話**　第1・3水曜日午前10時～11時30分。学園西町地域センター。月会費2千円。外国人講師。レベルにあわせたフリートーキング。☎月安042（347）5401

**★中国健康体操　いきいき健康づくり同好会**　ストレッチ、練功十八法ほか。午前10時から約40分間。あかしあ児童公園。入会金1千円、年会費2千円。☎蓑﨑080（5066）4607

# 花と緑のまち　小平

⑤いろりの里（加藤さん）

いろりの里は小平グリーンロード、玉川上水の森に隣接しています。庭園内にはこけ庭に面してわらぶき小屋や清流の小道・茶室などがあり、懐かしい武蔵野の風景を再現しています。訪れる方が童心に帰ってゆっくり楽しんでいただける癒しの場所を提供しています。四季の茶花と新緑・紅葉（もみじ）がおすすめです。お気軽にどうぞ。

**オープンガーデン所在地**　上水本町2―19―22
☎042（321）0294
**開放日**　通年（休業日、年末年始を除く）